## 第７条第２項　収集先の制限

２　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）本人の同意があるとき。

（２）法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

（３）出版、報道等により公にされているとき。

（４）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（５）所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠くことその他の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

（６）争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

（７）他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。

（８）国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。

（９）前各号に掲げる場合のほか、千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。

**１　趣旨**

本項本文は、実施機関が個人情報を収集する場合は、本人から直接収集しなければならないとの原則（以下「本人収集の原則」という。）を定めたものである。

ただし書は、例外的に本人以外のものから収集できる場合を定めたものである。

なお、実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託した者から、その業務の範囲内で収集した個人情報を実施機関が収集する場合は、本人以外からの収集には当たらず、第１２条に規定する委託に伴う措置により適正に取り扱うものとする。

**２　解釈**

（１）第１号関係

本号は、実施機関が個人情報を収集することについて、本人の同意を得て行う場合は、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられるため、本人収集の原則の例外としたものである。

「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、事務の流れその他の客観的事実から判断して、本人の同意の意思が明らかである場合を含む。

（２）第２号関係

本号は、本人以外のものからの個人情報の収集について法令等の規定があるときは、その収集の妥当性は当該法令等の制定のときに前提とされていることから、本人収集の原則の例外としたものである。

ア　「法令等」

法律、政令、府省令その他行政機関の命令及び条例をいう。

イ　「法令等に定めがあるとき」

法令等で本人以外から収集できることを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的により本人以外から収集できると解される場合も含む。ただし、次で例示するように、本人以外の誰から、どのような情報を収集することができるのかが当該法令等で明らかにされていなければならない。

（ア）公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第３４条

「事業主体の長は、・・・公営住宅の入居者の収入の状況について、・・・その雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め・・・ることができる。」

（イ）生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第２９条第１項

「保護の実施機関及び福祉事務所長は、・・・次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは・・・共済組合等・・・に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」

（３）第３号関係

本号は、収集しようとする個人情報が、現に出版、報道等により公にされている場合は、何人でも当該個人情報を知り得る状態にあると考えられ、当該個人情報により識別される個人の権利利益を侵害するおそれも少なく、また、本人から収集することが事務の効率性を欠くことから、本人収集の原則の例外としたものである。

ただし、目的外の利用及び提供に関しては、収集の時点から長期間が経過している場合など、過去に出版、報道等により公にされているとしても、公知性を失っているおそれがあるため、例外とはしていない。

ア　「出版」とは、図書、雑誌、機関誌、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、報告書等を刊行することをいう。

「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に伝達することをいう。

「出版、報道等」の「等」には、公開の講演会、演説会、説明会における発表、説明等や不動産登記制度のように個人情報を公示する制度も含まれる。

イ　「公にされている」

不特定多数の者が知り得る状態にあることをいう。なお、会員録、同窓会名簿など特定の範囲にのみ配布されているものは、「公にされている」には該当しない。

（４）第４号関係

本号は、緊急性があるときに本人収集の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産の安全を欠くことになるため、本人収集の原則の例外としたものである。

ア　「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」

火災、地震等の災害、事故、伝染病、犯罪又は紛争等から本人又は他人の生命、身体又は財産の安全を守ることをいう。

イ　「緊急かつやむを得ない」

本人から個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつ他に適当な収集の方法がない場合をいう。これは、緊急の事態により実施機関の日常的な業務の範囲を超えている場合を想定しており、例えば、日常の業務の中で、処理の期日が限られているということは本号を適用するための理由にはならない。

（５）第５号関係

本号は、音信不通、所在不明、行方不明又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く、乳幼児等であるため、事実上本人から収集することが困難な場合に、本人収集の原則の例外としたものである。

（６）第６号関係

本号は、本人から個人情報を収集したのでは、情報の正確、確実な収集が期待できないなど事務の目的を達成し得ない場合や、本人から収集して事務を執行することも不可能ではないが、多大な時間と経費を要し当該事務の適切かつ円滑な執行に支障が生ずる場合に、本人収集の原則の例外としたものである。

ア　「争訟」とは、法律上の権利義務若しくは法律関係の存在若しくは形成に関して対立する当事者間の具体的な争い又はそれを解決する手続をいう。

イ　「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査等に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者や被表彰者等の選定を行うことをいう。

ウ　「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために、専門的見地から教育や指示を行うことをいう。

エ　「相談」とは、個人の生活、健康、財産等に関しての照会を受け、それに対して対処方法等を回答することをいう。

（７）第７号関係

本号は、他の実施機関からの収集については、収集する段階で収集の制限があることを考慮して設けたものであるが、たとえそれらの機関であっても、「相当の理由があると認められるとき」に限り、本人収集の原則の例外としたものである。

「相当の理由がある」とは、本人以外から収集することについて、住民負担の軽減、事務効率の向上による処理の迅速化等、客観的かつ合理的な必要性及び正当性があることをいう。相当な理由があるかどうかは個人情報の内容や利用目的等を勘案し、実施機関が個別に判断するものとするが、本人収集の原則の例外として認めるにふさわしい理由でなければならない。

なお、本号から第９号までの規定により本人以外から個人情報を収集する場合は、当該個人の権利利益を不当に侵害しないことが前提である。

（８）第８号関係

本号は、収集の相手方が公の機関又はこれに準ずる団体（国等）であることを考慮して設けたものであるが、たとえそれらの機関等であっても、「事務の性質上やむを得ないと認められるとき」に限り、本人収集の原則の例外としたものである。

ア　「これらに準ずる団体」

法令等により設立された公社、組合等の公共団体のほか、公共的団体のうち、当該団体の設立の趣旨、目的等から見て、公共団体の行う事務事業に準ずる公共性の高い事務事業を行うものをいう。

イ　「事務の性質上やむを得ない」

国等から収集しなければ当該事務の目的が達成できず他に適当な収集の方法がない場合をいう。

（９）第９号関係

本号は、本項の第１号から第８号までに該当しない場合についての規定であり、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で」とは、本号の規定により個人情報を収集しようとする前に、千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならないということである。その上で、「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ない」と実施機関が判断したときは、本人収集の原則の例外とした。

なお、審議会答申第２号（平成１８年３月３１日）及び審議会答申第２８号（令和元年８月１５日）により審議会の意見を聴いた次に掲げる類型については、改めて審議会の意見を聴く必要はないが、その実績を審議会に報告するものとする。このうち、類型７及び８については、設置後は継続的に個人情報を収集するものであることから、前年度末の設置台数並びに前年度に増加し、及び減少した台数を審議会に報告するものとする。

| | 類型 | 理由及び附帯事項 |
|---|---|---|
| 1 | 栄典、表彰等の選考<br>　栄典、表彰等を行うため、候補者に関する個人情報を収集する場合<br>　ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。 | 　本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であり、選考の公正性が損なわれるおそれがあるため<br>　本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため |
| 2 | 審議会委員等の選任、委嘱<br>　委員、講師等を選任、委嘱するため、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から収集する場合<br>　ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。 | 　適任者を幅広く求めるため<br>　本人から収集すると、候補者に事前に期待を抱かせるおそれがあるため<br>　団体等から推薦を受ける場合、推薦という事務の性質上、本人から収集することができないため<br>　本人から収集すると、情報の客観性、正確性を確保することが困難であるため |
| 3 | 各種申請、届出等<br>　申請、届出等を受けるときに、当該申請者、届出者等以外の個人に関する情報を申請者、届出者等から収集する場合 | 　申請者、届出者等以外の者に関する個人情報の提出が、申請、届出等の要件として定められていることがあるため<br>　住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため |
| 4 | 相談、要望、意見等<br>　市民等から相談、陳情、要望、意見、苦情、主張等を受けるときに、その内容に当該相談者等以外の個人に関する情報が含まれている場合 | 　相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その内容に当該相談者等以外の者の個人情報が含まれていても、事務の性質上その部分のみ分離して収集を拒むことができないため<br>　相談等の内容が、当該相談者等以外の者に関するものであっても、相談等の内容を正確に把握し、適切な事務の処理を行う上で必要であると認められるため |
| 5 | 案内状等送付<br>　挨拶状、案内状等を送付するため、個人情報を収集する場合<br>　ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。 | 　当該実施機関又は他の実施機関が実施した事業の参加者等に対し、関連する事業や催し物等の案内をしたり、儀礼上の必要性等により、挨拶状や関係資料を送付したりする場合があるため<br>　住民の負担の軽減、市民サービスの向上や事務の効率的な処理のために必要であると認められる場合があるため |

| | | |
|---|---|---|
| ６ | 災害対策<br>　災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うため、事前に個人情報を収集する場合<br>　ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。 | 　過去の災害の事例や災害時に助けが必要であることが見込まれる個人の情報を事前に集約しておく必要があるため |
| ７ | 防犯カメラ<br>　市の施設の管理等をするにあたり、個人の映像等の情報を収集する場合<br>　ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。 | 　不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため<br>　設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、設置している旨をわかりやすい場所に表示するものとする。 |
| ８ | ドライブレコーダー<br>　庁用自動車を運用するに当たり、個人の映像等の情報を収集する場合<br>　ただし、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められる場合に限る。 | 　不測の事故、事件等が発生したときに、正確な事実の把握を容易にするために必要であると認められるため。<br>　ただし、設置する目的の達成に必要な範囲内で可能な限り、車内及び車外のわかりやすい場所に個人の映像等を含む情報を収集している旨を表示するものとするほか、市職員以外の者が乗車する可能性のある車両又は収集される情報に取扱いに特に配慮を要する個人情報が含まれる蓋然性が高い救急車両等については、ドライブレコーダーを設置し、個人の映像等を含む情報を収集している旨をあらかじめ広く周知をする等の特段の措置を講ずること。 |

**３　運用**

　本項の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外から個人情報を収集することができるものであるが、その適用に当たっては、相手方に対して、誤解や疑念を抱かせることのないよう十分に留意しなければならない。

## 《関係規則・要綱》

【千葉市個人情報保護事務取扱要綱】

第２　個人情報保護の体制

　３　報告事項等

　（１）個人情報の本人外収集の報告

個人情報保護管理者は、毎年１回、局等において、本人外収集として個人情報取扱事務の届出がない場合であって、個人情報を本人以外から収集した実績を、個人情報本人外収集実施報告書（様式第１号及び様式第１号の２）により総括個人情報保護管理者に報告する。

第４　審議会への諮問等

２　審議会の意見聴取

（１）本人収集の原則の例外

所管課は、個人情報を条例第７条第２項第９号の規定により本人以外のものから収集するため、審議会の意見を聴くときは、次に掲げる事項を記載した書面により、市政情報室を経由して、審議会に諮問する。

ア　個人情報を取り扱う事務の名称及び目的

イ　個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称

ウ　収集する個人情報の対象者の範囲

エ　個人情報の収集先

オ　収集する個人情報の項目

カ　収集を行う理由

３　意見聴取の手続

審議会への諮問等の手続は、次による。

（１）市政情報室との協議

所管課の長は、審議会に諮問しようとするときは、諮問書を提出する前に、その案を添えて市政情報室と協議する。

（２）諮問書等の提出

所管課の長は、（１）の協議の終了後、諮問書及び次の添付書類を市政情報室を経由して、審議会へ提出する。

ア　諮問に係る個人情報の取扱いの状況を説明した書類

イ　上記の取扱いの理由を説明した書類

ウ　その他必要な書類

（３）審議会における説明

審議会が必要があると認めたときは、所管課の長その他の職員は、審議会に出席し、必要な説明等を行う。